

長崎市立池島小中学校いじめ防止基本方針

人権尊重の精神を基本に据え、すべての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

(定義) 第2条「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

「学校教育目標」

心身ともに健やかで、愛顔で夢に向かって行動する児童生徒の育成

「めざす子ども像」

元気いっぱい
笑顔いっぱい
学びいっぱい

「めざす学校像」

楽しく、子供が来がいのある学校
教職員がやりがいのある学校
地域に信頼される学校

いじめ対策委員会

・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生活指導主任 ・生徒指導主事
・学級担任 ・養護教諭

専門家 外部関係者
必要に応じて、校医、SC、SSW等の出席を要請する

「PTAとの連携」

・PTA総会、役員会
・学級懇談会
・部活動振興会

「関係機関との連携」

・教育委員会 ・警察 ・子育て支援課 ・児童相談所
・法務局 ・医療機関 ・民生委員 ・スクールサポーター
・少年センター

「児童会・生徒会」

・人権週間の取組
・あいさつ運動
・花いっぱい運動など

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋
(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

1 いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

① いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた児童生徒を育成する。

- (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上
特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立するとともに、「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。
- (2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成
「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、児童生徒会活動において、児童生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。
- (3) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化
いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭やPTA、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。
- (4) 学校基本方針による取組の評価
学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

② いじめの早期発見

児童生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換
児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。
- (3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備
校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、学校相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。「いじめ相談窓口」は、学級担任、養護教諭、学校相談員、SCなど、児童生徒にとって最も相談しやすい人とする。
- (4) 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

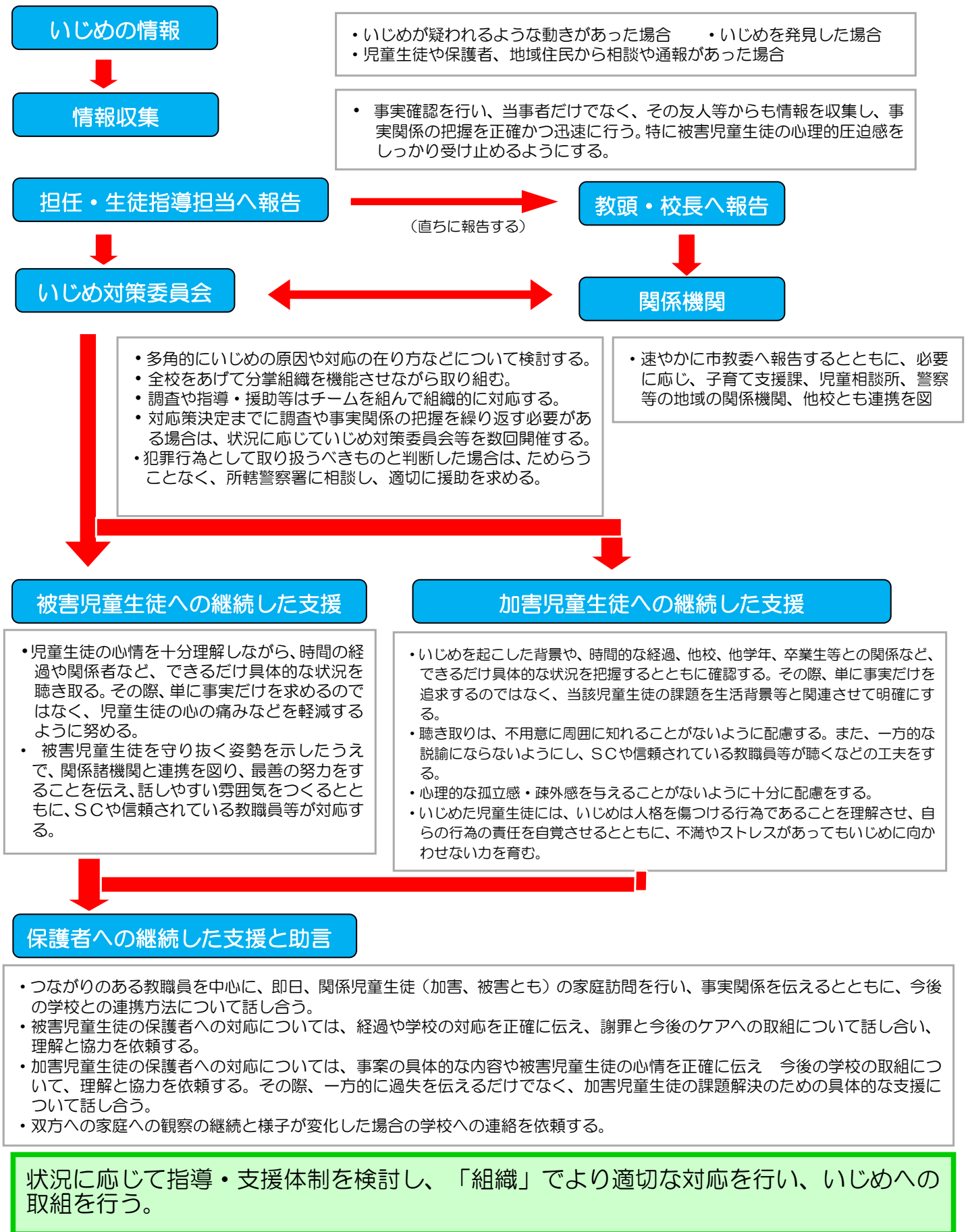
- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
児童生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係児童生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- (2) いじめられた児童生徒またはその保護者への支援
いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとるとともに、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、臨床心理士や福祉等の外部専門家の協力を得る。
- (3) いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言
いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。
- (4) 集団への働きかけと継続的指導
はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての児童生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- (5) ネット上へのいじめへの対応
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めよう啓発動等にも努める。

2 重大事態発生時の取組

児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

- (1) すべてのいじめ事案は、教育委員会に報告する。
- (2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- (4) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生を報告を関係機関に行う。

3 いじめが発生した場合の対応



4 いじめのチェックリスト

(いじめられている子どもが発するサイン)

- ①からだや体調
- 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
 - 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
 - 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。
- ②しぐさや態度
- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
 - 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
 - 教師と視線を合わせようとしめない。(教師の目を避けている)
 - 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。
- ③友達との関係
- 周りの友達に異常なほど気がつかっているように見える。
 - 人のいいなりになっているように見える。(使い走りではないか)
 - 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
 - 交友関係が急に変わった。
 - 嫌なあだ名で呼ばれている。

- 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- 納入金などを急に滞納しはじめた。
- 机やかばんの中などが荒らされている。
- 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- 学級写真などの顔にいたずらされている。

(いじめている子どもが家庭で出すサイン)

- 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- お金の使い方が荒くなる。
- 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話す。
- 洗わなければならない体操服を持ってこない。(他人のものを借りて使っている。)

5 年間活動計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解、生徒・保護者等への周知、児童生徒の情報交換	10	小中連携によるいじめ防止の取組への評価と改善
5	連休明けの児童生徒観察・情報交換、学校支援会議、育成協、家庭訪問、PTA役員会	11	PTA役員会
6	教育週間(道徳公開授業)	2	人権集会、民生委員との情報交換、職員研修会(ケース会議)、学校評価アンケート調査
7	生活アンケート調査、学校評議員との情報交換、学校支援会議	1	休業中の児童生徒の情報交換と共通理解、児童生徒会役員改選
8	平和祈念集会 職員研修会(情報交換、ケース会議他)	2	新入生説明会、PTA役員会、民生委員・学校評議員との情報交換
9	休業中の児童生徒の情報交換と共通理解、民生委員との情報交換	3	生活アンケート調査、次年度申し送り資料作成、新入生引継ぎ・情報収集年間の取組の検証・評価

6 様々な相談機関

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
池島小中学校「いじめ相談窓口(教頭)」	0959-26-0040	8:30~16:30 (月~金)
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00~20:50 (月~金)
こころの電話	095-847-7867	9:00~16:30 (月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00 (毎 日)
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00~17:45 (月~金)
こども人権110番	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00 (毎 日)
いじめ相談ホットライン	0570-078310	24時間 (月~金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45 (月~金)
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00~16:00 (月~金)
子育て支援相談(子ども総合相談)	095-825-5624 095-822-8573	8:45~17:30 (月~金)